

新 旧 対 照 表

○ 「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第10条 ((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係 (廃 止) 第10条の2の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係 (特別償却等の適用を受けたものの意義) 10の2の2～15共－1 減価償却資産について措置法第10条の2の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第11条から第13条の4まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。	第10条 ((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係 <u>(当該金額として記載された金額)</u> <u>10－10 措置法第10条第10項及び第11項に規定する「当該金額として記載された金額」とは、その年分の確定申告書に記載されている同条第1項から第8項までの規定により計算した金額をいうのであるから、その後修正申告、更正等により所得税の額が増加することとなっても、控除を受けることができる金額は、当該計算した金額に限られることに留意する。</u> 第10条の2の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係 (特別償却等の適用を受けたものの意義) 10の2の2～15共－1 減価償却資産について措置法第10条の2の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、<u>第10条の5第1項、</u>第11条から<u>第13条の3</u>まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2の2～15共－2 措置法第10条の2の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第11条から第13条の4まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2の2～15共－2 措置法第10条の2の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

第10条の2の2((エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(附属機器等の同時設置の意義)

10の2の2－1 平成4年3月31日付大蔵省告示第57号の別表において本体と同時に設置することを条件としてエネルギー需給構造改革推進設備(措置法第10条の2の2第1項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備をいう。以下10の2の2－3において同じ。)に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の2の2－2 措置法第10条の2の2第1項に規定する個人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合におい

て、当該機械及び装置が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該個人の営む事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。

（エネルギー需給構造改革推進設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）

10の2の2－3 エネルギー需給構造改革推進設備を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該エネルギー需給構造改革推進設備の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した日の属する年にさかのぼって当該値引きのあったエネルギー需給構造改革推進設備に係る措置法第10条の2の2第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

（所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額）

10の2の2－4 措置法令第5条の4第13項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

（当該金額として記載された金額）

10の2の2－5 措置法第10条の2の2第10項及び第11項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10－10の取扱いを準用する。

（新 設）

（新 設）

（廃 止）

（廃 止）

（廃 止）

第10条の2の2（（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（附属機器等の同時設置の意義）

10の2の2-1 平成23年6月30日付財務省告示第219号の別表において本体と同時
に設置することを条件としてエネルギー環境負荷低減推進設備等（措置法第10
条の2の2第1項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等をいう。10の2の
2-4において同じ。）に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に
基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれ
るものとする。

（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

（新 設）

10の2の2-2 措置法第10条の2の2第1項に規定する個人が、その取得し、又は
製作し、若しくは建設（以下10の2の2関係において「取得等」という。）した機
械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当
該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び
装置は当該個人の営む事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。

（中小企業者であるかどうかの判定の時期）

（新 設）

10の2の2-3 措置法第10条の2の2第3項に規定する中小企業者に該当する個人で
あるかどうかは、その取得等をした機械その他の減価償却資産を事業の用に供した日の
現況によって判定するものとする。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限
度額の計算）

（新 設）

10の2の2-4 エネルギー環境負荷低減推進設備等を事業の用に供した日の属する
年の翌年以後の年において当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の対価の額につ
き値引きがあった場合には、その事業の用に供した日の属する年に遡って当該値引
きのあったエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る措置法第10条の2の2第3項
に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の2の2-5 措置法令第5条の4第8項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の3((中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の3-11 特定機械装置等を指定事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、その指定事業の用に供した年に遡って当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第10条の3第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

(新 設)

第10条の3((中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の3-11 特定機械装置等を指定事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、その指定事業の用に供した年にさかのぼって当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第10条の3第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(当該金額として記載された金額)

10の3-13 措置法第10条の3第8項及び第9項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10-10の取扱いを準用する。

第10条の4((事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(年の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)

10の4-1 青色申告書を提出する個人で措置法第10条の4第1項の各号に掲げる

もの（以下10の4関係において「特定中小企業者等」という。）が年の中途において特定中小企業者等に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得し、又は製作して事業の用に供した同項に規定する事業基盤強化設備等（以下10の4関係において「事業基盤強化設備等」という。）については、同条第1項又は第3項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法規則第5条の9第1項に規定する器具及び備品に係る取得価額の合計額が同項に規定する120万円以上であるかどうか又は措置法第10条の4第1項に規定する情報基盤強化設備等（以下10の4関係において「情報基盤強化設備等」という。）の取得価額の合計額が70万円以上であるかどうかについては、その特定中小企業者等に該当していた期間内に取得し、又は製作して事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定するものとする。

（取得価額の判定単位）

10の4－2 措置法令第5条の6第1項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が280万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

（注） 措置法規則第5条の9第1項各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、当該各号ごとに判定することに留意する。

（国庫補助金等をもって取得等した事業基盤強化設備等の取得価額）

10の4－3 措置法令第5条の6第1項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が280万円以上又は120万円以上であるかどうかを判定する場合におい

（廃 止）

（廃 止）

(廃 止)	<u>て、当該機械及び装置又は器具及び備品が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。</u> <u>情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が70万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u> <u>(主たる事業でない場合の適用)</u>
(廃 止)	<u>10の4-4 個人の営む事業が措置法第10条の4第1項第2号から第5号までに規定する事業（以下10の4-6までにおいて「特定事業」という。）に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。</u>
(廃 止)	<u>(ソフトウェアの改良費用)</u> <u>10の4-4の2 特定中小企業者等が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェア（措置法規則第5条の9第7項に規定するソフトウェアに限る。）を取得したごとと同様の状況にあるものと認められ、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されたときは、当該費用の額を当該ソフトウェアの取得価額として措置法第10条の4第1項又は第3項の規定の適用があるものとする。</u>
(廃 止)	<u>(事業の判定)</u> <u>10の4-5 個人の営む事業が特定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</u>

(廃 止)	<u>(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備等)</u> <u>10の４－６</u> 特定事業とその他の事業とを営む個人が、その取得し、又は製作した事業基盤強化設備等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を特定事業の用に供したものととして措置法第10条の４第１項又は第３項の規定を適用する。
(廃 止)	<u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u> <u>10の４－７</u> 特定中小企業者等がその取得し、又は製作した事業基盤強化設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該事業基盤強化設備等が専ら当該特定中小企業者等のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該事業基盤強化設備等は当該特定中小企業者等の営む事業の用に供したものととして措置法第10条の４第１項又は第３項の規定を適用する。 <u>(注)</u> 物品賃貸業を営む者は、貸付けの用に供した事業基盤強化設備等につき同条第１項又は第３項の規定の適用を受けることができないことに留意する。
(廃 止)	<u>(附属の装置又はソフトウェアの同時設置の意義)</u> <u>10の４－８</u> 措置法規則第５条の９第７項第１号ロ又は第４号において本体の電子計算機又は同項第１号から第３号までに掲げる減価償却資産のいずれか(以下この項において「本体」という。)と同時に設置することを条件として情報基盤強化設備等に該当する旨の定めのある附属の装置又はソフトウェアには、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の装置又はソフトウェアが含まれるものとする。
(廃 止)	<u>(事業基盤強化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u> <u>10の４－９</u> 事業基盤強化設備等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年

	<u>において当該事業基盤強化設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年にさかのぼって当該値引きのあった事業基盤強化設備等に係る措置法第10条の4第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u>
(廃 止)	<u>(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)</u> <u>10の4-10 措置法令第5条の6第8項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。</u>
(廃 止)	<u>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</u> <u>10の4-11 措置法第10条の4第6項の規定の適用上、同条第7項第1号に規定する教育訓練費（以下この項及び10の4-12において「教育訓練費」という。）の額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額が含まれる。</u> <u>(1) 国等からその教育訓練費に充てるために交付を受けた補助金</u> <u>(2) 販売業者等である個人がその使用人の教育訓練費に充てるために当該個人の取扱商品の製造業者等から交付を受けた金銭の額</u>
(廃 止)	<u>(教育訓練費の範囲)</u> <u>10の4-12 教育訓練費は、個人が自己の使用人に対して行う教育訓練等（措置法令第5条の6第12項第1号に規定する教育訓練等をいう。以下この項において同じ。）の費用に限られるのであるが、一の教育訓練等に自己の工場又は店舗等内で当該個人の事業に従事する専属下請先等の従業員で自己の使用人と同等の事情にある者が含まれている場合であって、その者の数が極めて少数であるときには、その一の教育訓練等の費用の全額を当該個人の教育訓練費の額とすることができるものとする。</u> <u>(注) 一の教育訓練等に自己の使用人とそれ以外の者が含まれている場合には、当</u>

該個人の教育訓練費の額は、本文の取扱いを適用する場合を除き、当該教育訓練等の費用の額を自己の使用人の受講者数とそれ以外の受講者数との比等の合理的な基準によってあん分する方法で計算した金額になることに留意する。

（当該金額として記載された金額）

10の4－13 措置法第10条の4第10項及び第11項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10－10の取扱いを準用する。

第10条の5（（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（年の中途において特定中小企業者に該当しなくなった場合の適用）

10の5－1 青色申告書を提出する個人で措置法第10条の5第1項に規定する特定中小企業者（以下10の5関係において「特定中小企業者」という。）が年の中途において特定中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に、取得し、又は製作し、若しくは建設（以下10の5関係において「取得等」という。）して事業の用に供した同項に規定する経営革新設備等（以下10の5関係において「経営革新設備等」という。）については、同条第1項又は第3項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法規則第5条の10第2項に規定する器具及び備品に係る取得価額の合計額が同項に規定する120万円以上であるかどうかについては、その特定中小企業者に該当していた期間内に取得し、又は製作して事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定するものとする。

（取得価額の判定単位）

（廃止）

第10条の4（（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（年の中途において特定中小企業者に該当しなくなった場合の適用）

10の4－1 青色申告書を提出する個人で措置法第10条の4第1項に規定する特定中小企業者（以下10の4関係において「特定中小企業者」という。）が年の中途において特定中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に、取得し、又は製作し、若しくは建設（以下10の4関係において「取得等」という。）して事業の用に供した同項に規定する経営革新設備等（以下10の4関係において「経営革新設備等」という。）については、同項又は同条第3項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法規則第5条の10第2項に規定する器具及び備品に係る取得価額の合計額が同項に規定する120万円以上であるかどうかについては、その特定中小企業者に該当していた期間内に取得し、又は製作して事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定するものとする。

（取得価額の判定単位）

10の4-2 措置法令第5条の7第1項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が280万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

また、建物及びその附属設備（以下10の4関係において「建物等」という。）の一の建物等の取得価額が1,000万円以上であるかどうかについては、建物等ごとに判定することに留意する。

（注） 措置法規則第5条の10第1項各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、当該各号に掲げる器具及び備品の取得価額の合計額により判定することに留意する。

（国庫補助金等をもって取得等した経営革新設備等の取得価額）

10の4-3 措置法令第5条の7第1項に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物等の取得価額が280万円以上、120万円以上又は1,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、器具及び備品又は建物等が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

10の4-4 特定中小企業者が、その取得等した経営革新設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該経営革新設備等が専ら当該特定中小企業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該経営革新設備等は当該特定中小企業者の営む事業の用に供したものとして措置法第10条の4第1項又は第3

10の5-2 措置法令第5条の7第1項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が280万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

また、建物及びその附属設備（以下第10条の5関係において「建物等」という。）の一の建物等の取得価額が1,000万円以上であるかどうかについては、建物等ごとに判定することに留意する。

（注） 措置法規則第5条の10第1項各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、当該各号に掲げる器具及び備品の取得価額の合計額により判定することに留意する。

（国庫補助金等をもって取得等した経営革新設備等の取得価額）

10の5-3 措置法令第5条の7第1項に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物等の取得価額が280万円以上、120万円以上又は1,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、器具及び備品又は建物等が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

10の5-4 特定中小企業者が、その取得等した経営革新設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該経営革新設備等が専ら当該特定中小企業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該経営革新設備等は当該特定中小企業者の営む事業の用に供したものとして措置法第10条の5第1項又は第3

項の規定を適用する。

(注) 物品賃貸業を営む者は、貸付けの用に供した経営革新設備等につき同条第1項又は第3項の規定の適用を受けることができないことに留意する。

(附属機器等の同時設置の意義)

10の4-5 措置法規則第5条の10第1項各号において本体と同時に設置することを条件として特定経営革新設備等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(経営革新設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の4-6 経営革新設備等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該経営革新設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年に遡って当該値引きのあった経営革新設備等に係る措置法第10条の4第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の4-7 措置法令第5条の7第3項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

(廃止)

項の規定を適用する。

(注) 物品賃貸業を営む者は、貸付けの用に供した経営革新設備等につき同条第1項又は第3項の規定の適用を受けることができないことに留意する。

(附属機器等の同時設置の意義)

10の5-5 措置法規則第5条の10第1項各号において本体と同時に設置することを条件として特定経営革新設備等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(経営革新設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の5-6 経営革新設備等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該経営革新設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年にさかのぼって当該値引きのあった経営革新設備等に係る措置法第10条の5第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の5-7 措置法令第5条の7第3項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

(当該金額として記載された金額)

10の5-8 措置法第10条の5第8項及び第9項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10-10の取扱いを準用する。

第10条の5（（雇用者の数が増加した場合の所得税の特別控除））関係

（新 設）

（中小企業者であるかどうかの判定の時期）

（新 設）

10 の 5 － 1 措置法第 10 条の 5 第 1 項に規定する中小企業者に該当する個人であるかどうかは、その年 12 月 31 日の現況によって判定するものとする。

（他の者から支払を受ける金額の範囲）

（新 設）

10 の 5 － 2 措置法第 10 条の 5 第 2 項第 5 号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第 110 条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第 6 条の 2 に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下この項において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下この項において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額に限る。）

第 11 条（（特定設備等の特別償却））関係

第 11 条（（特定設備等の特別償却））関係

〔共通事項〕

〔共通事項〕

（特別償却の対象となる特定設備等）

（特別償却の対象となる特定設備等）

11—1 特定設備等の特別償却の規定は、青色申告書を提出する個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した措置法第11条第1項に規定する特定設備等（以下11—4までにおいて「特定設備等」という。）が次の全てに該当する場合に限って適用があることに留意する。

- (1) その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないいわゆる新品であること。
- (2) 当該特定設備等について措置法令第5条の10第7項に定める期間（以下この項において「指定期間」という。）内に当該個人が取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、指定期間内に事業の用に供したものであること。

（新增設備の範囲）

11—10 措置法令第5条の10第2項に規定する「新設又は増設をして事業の用に供するもの」には、個人が事業の用に供する同条第3項に規定する「既存の機械その他の減価償却資産に代えて設置をするもの」は含まれないのであるが、次に掲げる減価償却資産については、新設又は増設に係るものとして同条第2項の規定を適用し、同条第3項の規定を適用しないことができるものとする。

- (1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得等をした指定公害防止用設備（措置法令第5条の10第1項の規定により財務大臣が指定した機械その他の減価償却資産をいう。以下この項において同じ。）
- (2) 既存設備の取替え又は更新のために指定公害防止用設備の取得等をした場合で、その取得等により処理能力等が従前に比して相当程度（おおむね30%）以上増加したときにおける当該指定公害防止用設備のうちその処理能力等が増加した部分に係るもの

11—1 特定設備等の特別償却の規定は、青色申告書を提出する個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した措置法第11条第1項に規定する特定設備等（以下11—4までにおいて「特定設備等」という。）が次のすべてに該当する場合に限って適用があることに留意する。

- (1) その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないいわゆる新品であること。
- (2) 当該特定設備等について措置法令第5条の10第7項に定める期間（以下この項において「指定期間」という。）内に当該個人が取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、指定期間内に事業の用に供したものであること。

（新增設備の範囲）

11—10 措置法令第5条の10第2項に規定する「新設又は増設をして事業の用に供するもの」には、個人が事業の用に供する同条第3項に規定する「既存の機械その他の減価償却資産に代えて設置するもの」は含まれないのであるが、次に掲げる減価償却資産については、新設又は増設に係るものとして同条第2項の規定を適用し、同条第3項の規定を適用しないことができるものとする。

- (1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得等をした指定公害防止用設備（措置法令第5条の10第1項の規定により財務大臣が指定した機械その他の減価償却資産をいう。以下この項において同じ。）
- (2) 既存設備の取替え又は更新のために指定公害防止用設備の取得等をした場合で、その取得等により処理能力等が従前に比して相当程度（おおむね30%）以上増加したときにおける当該指定公害防止用設備のうちその処理能力等が増加した部分に係るもの

（注） 指定公害防止用設備が措置法規則第5条の12第1項及び第3項第3号に規定する「規制基準に係る数値で除して計算した割合」並びに同項第2号に規定する「処理能力」に係る要件を満たすものであるかどうかは、その指定公害防止用設備の全体によって判定するものとする。

(廃 止)	<u>第11条の2((地震防災対策用資産の特別償却))関係</u>
(廃 止)	<u>(大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う個人であるかどうかの判定の時期)</u> <u>11の2-1 措置法令第5条の11第1項に規定する「大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号)第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う個人」であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設をした措置法第11条の2第1項に規定する地震防災対策用資産(以下11の2-2において「地震防災対策用資産」という。)を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u>
(廃 止)	<u>(地震防災対策用資産を事業の用に供した日の判定)</u> <u>11の2-2 措置法第11条の2第1項の規定を適用する場合における地震防災対策用資産を事業の用に供した日は、当該地震防災対策用資産をその設置場所に設置した日によるものとする。</u>
(廃 止)	<u>第11条の3((事業革新設備等の特別償却))関係</u>
(廃 止)	<u>(特定認定事業者であるかどうかの判定の時期)</u> <u>11の3-1 措置法第11条の3第1項各号に規定する事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画若しくは事業革新設備導入計画又は同条第2項各号に規定する資源生産性革新計画若しくは資源制約対応製品生産設備導入計画に係る認定を受けた個人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械及び装置その他の減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u>

(廃 止)

第11条の2((集積区域における集積産業用資産の特別償却))関係

(国庫補助金等をもって取得等した集積産業用資産の取得価額)

11の2-1 措置法第11条の2第1項に規定する集積産業用資産(以下11の2関係において「集積産業用資産」という。)の取得価額の合計額が措置法令第6条第2項第1号ロに規定する3億円以上(同条第1項に規定する農林漁業関連業種(以下11の2関係において「農林漁業関連業種」という。)に属する事業の用に供するものである場合には4,000万円以上)又は同条第2項第2号に規定する5億円以上(農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には5,000万円以上)であるかどうかを判定する場合において、当該集積産業用資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(注) 措置法令第6条第2項第1号ロに規定する機械及び装置の取得価額の合計額が3億円以上又は4,000万円以上であるかどうかの判定は、同号ロに規定する承認企業立地計画に基づき取得又は製作をする機械及び装置の取得価額の

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の3-2 個人が、その取得又は製作をした措置法第11条の3第1項に規定する事業革新設備又は同条第2項に規定する資源需給構造変化対応設備等(以下この項において「事業革新設備等」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該事業革新設備等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該事業革新設備等は当該個人の営む事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。

第11条の4((集積区域における集積産業用資産の特別償却))関係

(国庫補助金等をもって取得等した集積産業用資産の取得価額)

11の4-1 措置法第11条の4第1項に規定する集積産業用資産(以下11の4関係において「集積産業用資産」という。)の取得価額の合計額が措置法令第6条第2項第1号ロに規定する3億円以上(同条第1項に規定する農林漁業関連業種(以下11の4-4関係において「農林漁業関連業種」という。)に属する事業の用に供するものである場合には4,000万円以上)又は同条第2項第2号に規定する5億円以上(農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には5,000万円以上)であるかどうかを判定する場合において、当該集積産業用資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(注) 措置法令第6条第2項第1号ロに規定する機械及び装置の取得価額の合計額が3億円以上又は4,000万円以上であるかどうかの判定は、同号ロに規定する承認企業立地計画に基づき取得又は製作をする機械及び装置の取得価額の

合計額によることに留意する。

（機械及び装置の取得価額の判定単位）

11の2-2 措置法令第6条第2項第1号イに規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が1,000万円以上（農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には500万円以上）であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

（注） 法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

（工場用の建物及びその附属設備の意義）

11の2-3 集積産業用資産である工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備が含まれるものとする。

- (1) 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備
- (2) 工場において使用する電力に係る発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備

（注） 倉庫用の建物は、工場用の建物に該当しない。

（特別償却の対象となる工場用の建物の附属設備）

11の2-4 集積産業用資産である工場用の建物（建物が農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には、作業場用、倉庫用又は展示場用の建物を含

合計額によることに留意する。

（機械及び装置の取得価額の判定単位）

11の4-2 措置法令第6条第2項第1号イに規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が1,000万円以上（農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には500万円以上）であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

（注） 法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

（工場用の建物及びその附属設備の意義）

11の4-3 集積産業用資産である工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備が含まれるものとする。

- (1) 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備
- (2) 工場において使用する電力に係る発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備

（注） 倉庫用の建物は、工場用の建物に該当しない。

（特別償却の対象となる工場用の建物の附属設備）

11の4-4 集積産業用資産である工場用の建物（建物が農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には、作業場用、倉庫用又は展示場用の建物を含

む。11の2-5において同じ。)の附属設備は、当該建物と共に取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(工場用とその他の用に共用されている建物の判定)

11の2-5 事業の用に供されている一の建物が工場用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用に供されている部分について措置法第11条の2第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることとする。

- (1) 工場用とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。
- (2) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用に供されているものとすることができる。

(指定集積事業の判定)

11の2-6 措置法第11条の2第1項に規定する集積区域(以下11の2関係において「集積区域」という。)内において行う事業が、指定集積事業に該当するかどうかは、当該集積区域内にある事業所ごとに判定する。

(指定集積事業の用に供したものとされる資産の貸与)

11の2-7 個人が、自己の下請業者で集積区域内において指定集積事業を営む者に対し、その指定集積事業の用に供する集積産業用資産を貸し付けている場合において、当該集積産業用資産が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている集積産業用資産は当該個人の営む指定集積事業の用に供したものとして取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、指定集積事業に

む。以下11の4-5において同じ。)の附属設備は、当該建物と共に取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(工場用とその他の用に共用されている建物の判定)

11の4-5 事業の用に供されている一の建物が工場用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用に供されている部分について措置法第11条の4第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることとする。

- (1) 工場用とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。
- (2) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用に供されているものとすることができる。

(指定集積事業の判定)

11の4-6 措置法第11条の4第1項に規定する集積区域(以下11の4関係において「集積区域」という。)内において行う事業が、指定集積事業に該当するかどうかは、当該集積区域内にある事業所ごとに判定する。

(指定集積事業の用に供したものとされる資産の貸与)

11の4-7 個人が、自己の下請業者で集積区域内において指定集積事業を営む者に対し、その指定集積事業の用に供する集積産業用資産を貸し付けている場合において、当該集積産業用資産が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている集積産業用資産は当該個人の営む指定集積事業の用に供したものとして取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、指定集積事業に

該当しない。

該当しない。

第11条の3（（特定農産加工品生産設備等の特別償却））関係

（事業の用に供したものとされる資産の貸与）

11の3－1 個人が、自己の下請業者（措置法第11条の3第2項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けたものに限る。）で同項に規定する生産製造連携事業（以下この項において「生産製造連携事業」という。）を営むものに対し、当該事業の用に供する同条第2項に規定する新用途米穀加工品等製造設備（以下この項において「新用途米穀加工品等製造設備」という。）を貸し付けている場合において、当該新用途米穀加工品等製造設備が専ら当該個人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている新用途米穀加工品等製造設備は当該個人の営む生産製造連携事業の用に供したものととして取り扱う。

（注） 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、生産製造連携事業に該当しない。

第13条（（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却））関係

（障害者として取扱うことができる者）

13－1 所得税基本通達2－38の取扱いは、措置法第13条第3項第1号に規定する障害者について準用する。

（公共職業安定所の長の証明）

第11条の5（（新用途米穀加工品等製造設備の特別償却））関係

（事業の用に供したものとされる資産の貸与）

11の5－1 個人が、自己の下請業者（措置法第11条の5第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けたものに限る。）で同項に規定する生産製造連携事業（以下この項において「生産製造連携事業」という。）を営むものに対し、当該事業の用に供する同項に規定する新用途米穀加工品等製造設備（以下この項において「新用途米穀加工品等製造設備」という。）を貸し付けている場合において、当該新用途米穀加工品等製造設備が専ら当該個人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている新用途米穀加工品等製造設備は当該個人の営む生産製造連携事業の用に供したものととして取り扱う。

（注） 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、生産製造連携事業に該当しない。

第13条（（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等））関係

（障害者として取扱うことができる者）

13－1 所得税基本通達2－38の取扱いは、措置法第13条第5項第1号に規定する障害者について準用する。

（公共職業安定所の長の証明）

13－2 措置法令第6条の6第2項及び第4項から第7項までの公共職業安定所の長の証明は、少なくとも当該年分の確定申告書の提出期限までに受けるものとし、税務署長の要求があった場合には、遅滞なく呈示できるよう保存しておくものとする。

第13条の4（（次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却））関係

（特別償却等の対象となる建物の附属設備）

13の4－1 措置法第13条の4第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は新築、増築若しくは改築をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

第14条（（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却））関係

（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の範囲）

14－1 措置法第14条第1項の規定の適用を受けることができる同項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅（以下14－6までにおいて「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」という。）は、同項に定める期間内に取得又は新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に取得又は新築された家屋であっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古家屋については適用がないことに留意する。

（廃止）

13－2 措置法令第6条の6第2項、第5項及び第6項の公共職業安定所の長の証明は、少なくとも当該年分の確定申告書の提出期限までに受けるものとし、税務署長の要求があった場合には、遅滞なく呈示できるよう保存しておくものとする。

（新設）

（新設）

第14条（（高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却））関係

（高齢者向け優良賃貸住宅の範囲）

14－1 措置法第14条第1項の規定の適用を受けることができる高齢者向け優良賃貸住宅（以下14－11までにおいて「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築された家屋であっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古家屋については適用がないことに留意する。

（各独立部分の範囲）

(各独立部分の意義)

14－2 措置法令第7条第1項に規定する各独立部分で高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第2項に規定する登録簿に記載されているものとは、当該登録簿に記載されている同条第1項第1号に規定する各居住部分（賃貸住宅にあつては住戸をいい、有料老人ホームにあつては入居者ごとの専用部分をいう。）で、かつ、措置法令第7条第1項各号の要件を満たすものをいうことに留意する。

(廃 止)

(廃 止)

14－2 措置法令第7条第1項に規定する各独立部分とは、建物の構成部分である隔壁、扉、階層（天井及び床）等によって他の部分と完全に遮断されている部分で、独立した出入口を有するなど独立して住居その他の用途に供することができるものをいう。

したがって、例えば、ふすま、障子等又はベニヤ板等の堅固でないものによって仕切られている部分及び階層で区分されていても独立した出入口を有しない部分は、各独立部分には該当しない。

(注) 外部に接する出入口を有しない部分であっても、共同で使用するべき廊下、階段、エレベーター等の共用部分のみを通して外部と出入りすることができる構造とな
っているものは、独立した出入口を有するものに該当する。

(新 設)

(高齢者向け優良賃貸住宅の範囲)

14－3 賃貸住宅である共同家屋の各独立部分（以下14－5までにおいて「住宅用区分所有家屋」という。）が住宅として貸家の用と店舗、事務所その他の用とに共用されている場合において、店舗、事務所その他の用に供されている部分の床面積が当該住宅用区分所有家屋の床面積の10分の1以下であるときは、当該住宅用区分所有家屋は高齢者向け優良賃貸住宅に該当するものとして取り扱う。

(注) 上記の「その他の用」には、自己の居住の用も含まれる。

(別棟建物)

(廃 止)

(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の各独立部分の数が 10 以上であるかどうかの判定の

14－4 母屋である住宅用区分所有家屋と一体となって住宅の効用を果している別棟の
離れ屋、浴場、食堂等の建物は、当該共同家屋と併せて取得されたものに限り、母屋で
ある住宅用区分所有家屋に含めて一の共同家屋又は住宅用区分所有家屋として措置法
第 14 条第 1 項の規定を適用するものとする。

(倉庫、車庫等)

14－5 住宅用区分所有家屋に倉庫、車庫等が設置されている場合における当該倉庫、車
庫等の取扱いは、次の区分に応じ次によるものとする。

(1) 倉庫、車庫等が共同家屋の構造の一部をなしている場合には、当該倉庫、車庫等
は、当該住宅用区分所有家屋に併せて取得されたものに限り、住宅用区分所有家屋
に含めて一の住宅用区分所有家屋として措置法第 14 条第 1 項の規定を適用する。た
だし、当該倉庫、車庫等がその住宅に居住する者の居住の用以外の用に供されてい
る場合には、この限りでない。

(2) 倉庫、車庫等が共同家屋と別棟となっている場合には、当該倉庫、車庫等につい
ては、措置法第 14 条第 1 項の規定の適用がない。ただし、当該倉庫、車庫等で当該
住宅用区分所有家屋に居住する者の居住の用に供されており、かつ、当該倉庫、車
庫等の床面積が当該住宅用区分所有家屋の床面積の 10 分の 1 以下であるものについ
ては、当該住宅用区分所有家屋に併せて取得され、かつ、当該住宅用区分所有家屋
の耐用年数を適用しているものに限り、当該住宅用区分所有家屋に含めて一の住宅
用区分所有家屋として同項の規定を適用することができる。

(注) (2)のただし書の適用を受けた場合には、当該倉庫、車庫等の床面積及び敷地
の面積は、当該住宅用区分所有家屋の床面積及び当該共同家屋の敷地の面積に
含めて措置法令第 7 条の床面積基準及び敷地面積基準に該当するかどうかを判
定することに留意する。

(高齢者向け優良賃貸住宅の各独立部分の数が 5 以上であるかどうかの判定の時期)

時期)

14－3 サービス付き高齢者向け賃貸住宅は、その共同住宅又は長屋に係る各独立部分の数が 10 以上である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が 10 以上であるかどうかは、同項の規定の適用を受ける各年の 12 月 31 日（当該各独立部分を賃貸の用に供した日以後 5 年を経過する日の属する年については、その 5 年を経過する日）の現況によって判定するものとする。

この場合において、当該各独立部分の数が 10 に満たないこととなった年については、当該各独立部分の全てについて同項の規定の適用がないことに留意する。

(廃 止)

(廃 止)

(特定再開発建築物等にサービス付き高齢者向け賃貸住宅が含まれる場合)

14－4 措置法第 14 条の 2 第 2 項に規定する特定再開発建築物等の全部又は一部を取得した場合において、その取得した部分にサービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当する部分が含まれているときは、当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅部分については同法第 14 条第 1 項の規定を適用し、それ以外の部分については同法第 14 条の 2 第 1 項の規定を適用することができることに留意する。

14－6 高齢者向け優良賃貸住宅は、その共同住宅又は長屋に係る各独立部分の数が 5 以上である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が 5 以上であるかどうかは、同項の規定の適用を受ける各年の 12 月 31 日（当該各独立部分を賃貸の用に供した日以後 5 年を経過する日の属する年については、その 5 年を経過する日）の現況によって判定するものとする。

この場合において、当該各独立部分の数が 5 に満たないこととなった年については、当該各独立部分のすべてについて同項の規定の適用がないことに留意する。

(床面積の意義)

14－7 措置法令第 7 条第 1 項に規定する床面積は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積によるものとする。

(管理人室等に使用する部分)

14－8 個人が、その所有する共同家屋（各独立部分が相当数含まれるものに限る。）を貸家の用に供する場合において、当該共同家屋の管理人の居住の用に供されている独立部分は当該共同家屋の共用部分に含めることができるものとする。

(注) 当該個人の使用人を当該共同家屋の管理人として居住させているときは、その居住の用に供されている独立部分は当該共同家屋の共用部分に含まれるものとする。

(特定再開発建築物等に高齢者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)

14－9 措置法第 14 条の 2 第 2 項に規定する特定再開発建築物等の全部又は一部を取得した場合において、その取得した部分に高齢者向け優良賃貸住宅に該当する部分が含まれているときは、当該高齢者向け優良賃貸住宅部分については同法第 14 条第 1 項の規定を適用し、それ以外の部分については同法第 14 条の 2 第 1 項の規定を適用することができることに留意する。

(資本的支出)

14－5 措置法第 14 条第 1 項の規定の適用を受けているサービス付き高齢者向け賃貸住宅について資本的支出（増築に係るものを除く。）がされた場合には、当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅について同項の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用があるものとする。

(相続によりサービス付き高齢者向け賃貸住宅を承継した者に対する取扱い)

14－6 サービス付き高齢者向け賃貸住宅を相続（包括遺贈を含む。以下この項において同じ。）により取得した者の措置法第 14 条第 1 項の規定の適用については、当該相続により取得した者が当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅を引き続き有していたものとみなし、同項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。

この場合において、当該相続の日に属する年分の当該相続により取得した当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第 132 条第 1 項第 1 号((年途中で業務の用に供した減価償却資産の償却費の特例))の規定に準じて計算する。

第 14 条の 2 ((特定再開発建築物等の割増償却))関係

(特定再開発建築物等の範囲)

14 の 2－1 措置法第 14 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けることができる特定再開発建築物等（以下 14 の 2－9 までにおいて「特定再開発建築物等」という。）は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築された家屋であっても、新築後他の用に使用されてい

(資本的支出)

14－10 措置法第 14 条第 1 項の規定の適用を受けている高齢者向け優良賃貸住宅について資本的支出（増築に係るものを除く。）がされた場合には、当該高齢者向け優良賃貸住宅について同項の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用があるものとする。

(相続により高齢者向け優良賃貸住宅を承継した者に対する取扱い)

14－11 高齢者向け優良賃貸住宅を相続（包括遺贈を含む。以下この項において同じ。）により取得した者の措置法第 14 条第 1 項の規定の適用については、当該相続により取得した者が当該高齢者向け優良賃貸住宅を引き続き有していたものとみなし、同項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。

この場合において、当該相続の日に属する年分の当該相続により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第 132 条第 1 項第 1 号((年途中で業務の用に供した減価償却資産の償却費の特例))の規定に準じて計算する。

第 14 条の 2 ((特定再開発建築物等の割増償却))関係

(特定再開発建築物等の範囲)

14 の 2－1 措置法第 14 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けることができる特定再開発建築物等（以下 14 の 2－9 までにおいて「特定再開発建築物等」という。）は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築された家屋であっても、新築後他の用に使用されてい

たもの又は他から取得した中古建築物については適用がないことに留意する。

(注) 措置法第 14 条の 2 第 2 項第 3 号に掲げる特定再開発建築物等で措置法令第 7 条の 2 第 5 項に規定する増改築に係る計画に係る特別特定建築物については、同項各号の要件を満たすその増改築に係る部分に限り、措置法第 14 条の 2 第 1 項の規定の適用があることに留意する。

(昇降機の設置されている建築物の範囲)

14 の 2 - 4 措置法令第 7 条の 2 第 5 項第 2 号に規定する昇降機が設置されている特別特定建築物は、(1)及び(2)の階に停止するかごを備えたエレベーターを、(1)の階ごとに一以上設置している建築物に限られることに留意する。

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は車いす使用者用浴室等がある階

(2) 直接地上へ通ずる出入口がある階

(注) 1 例えば、地上 1 階部分のみが不特定かつ多数の者に利用され、又は主に高齢者、身体障害者等に利用されることとされている建物が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 17 条第 3 項の認定を受けた計画（同法第 18 条第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る同法第 2 条第 17 号に規定する特別特定建築物に該当する場合であっても、当該建物に係るエレベーターは措置法令第 7 条の 2 第 5 項第 2 号に規定する昇降機に該当しないことから、当該建物については、措置法第 14 条の 2 第 1 項の規定の適用がないことに留意する。

2 措置法令第 7 条の 2 第 5 項第 2 号に規定する昇降機は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次のエレベーターごとに定める事項に適合するものであることに留意する。

(1) ～ (2) 略

たもの又は他から取得した中古建築物については適用がないことに留意する。

(注) 法第 14 条の 2 第 2 項第 4 号に掲げる特定再開発建築物等で措置法令第 7 条の 2 第 7 項に規定する増改築に係る計画に係る特別特定建築物については、同項各号の要件を満たすその増改築に係る部分に限り、措置法第 14 条の 2 第 1 項の規定の適用があることに留意する。

(昇降機の設置されている建築物の範囲)

14 の 2 - 4 措置法令第 7 条の 2 第 7 項第 2 号に規定する昇降機が設置されている特別特定建築物は、(1)及び(2)の階に停止するかごを備えたエレベーターを、(1)の階ごとに一以上設置している建築物に限られることに留意する。

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は車いす使用者用浴室等がある階

(2) 直接地上へ通ずる出入口がある階

(注) 1 例えば、地上 1 階部分のみが不特定かつ多数の者に利用され、又は主に高齢者、身体障害者等に利用されることとされている建物が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 17 条第 3 項の認定を受けた計画（同法第 18 条第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る同法第 2 条第 17 号に規定する特別特定建築物に該当する場合であっても、当該建物に係るエレベーターは措置法令第 7 条の 2 第 7 項第 2 号に規定する昇降機に該当しないことから、当該建物については、措置法第 14 条の 2 第 1 項の規定の適用がないことに留意する。

2 措置法令第 7 条の 2 第 7 項第 2 号に規定する昇降機は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次のエレベーターごとに定める事項に適合するものであることに留意する。

(1) ～ (2) 略

（建物の一部が要件該当特別特定建築物である場合の取扱い）

14 の 2－5 一の建物が措置法第 14 条の 2 第 2 項第 3 号の規定に該当する特別特定建築物（以下この項において「要件該当特別特定建築物」という。）に該当する部分と要件該当特別特定建築物以外の部分から成っている場合には、当該要件該当特別特定建築物に該当する部分についてのみ同条第 1 項の規定の適用があることに留意する。

（床面積の意義）

14 の 2－7 措置法令第 7 条の 2 第 5 項第 1 号に規定する床面積は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積によるものとする。

（資本的支出）

14 の 2－8 措置法第 14 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けている特定再開発建築物等について資本的支出（増築に係るものを除く。以下同じ。）がされた場合には、当該特定再開発建築物等について同項の規定の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用があるものとする。

（注） 措置法令第 7 条の 2 第 6 項に規定する増改築に係る計画に係る特別特定建築物については、その増改築に係る部分が同条第 5 項に定める要件を満たす必要があることに留意する。

第25条（（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例）関係

（免税対象飼育牛の売却価額の計算）

25－1 措置法第 25 条第 1 項に規定する免税対象飼育牛（以下この項において「免税対象飼育牛」という。）に該当する肉用牛の頭数の合計が 1,500 頭を超える場合において、

（建物の一部が要件該当特別特定建築物である場合の取扱い）

14 の 2－5 一の建物が措置法第 14 条の 2 第 2 項第 4 号の規定に該当する特別特定建築物（以下この項において「要件該当特別特定建築物」という。）に該当する部分と要件該当特別特定建築物以外の部分から成っている場合には、当該要件該当特別特定建築物に該当する部分についてのみ同条第 1 項の規定の適用があることに留意する。

（床面積の意義）

14 の 2－7 措置法令第 7 条の 2 第 7 項第 1 号に規定する床面積は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積によるものとする。

（資本的支出）

14 の 2－8 措置法第 14 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けている特定再開発建築物等について資本的支出（増築に係るものを除く。以下同じ。）がされた場合には、当該特定再開発建築物等について同項の規定の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用があるものとする。

（注） 措置法令第 7 条の 2 第 8 項に規定する増改築に係る計画に係る特別特定建築物については、その増改築に係る部分が同条第 7 項に定める要件を満たす必要があることに留意する。

第25条（（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例）関係

（免税対象飼育牛の売却価額の計算）

25－1 措置法第 25 条第 1 項に規定する免税対象飼育牛（以下この項において「免税対象飼育牛」という。）に該当する肉用牛の頭数の合計が 2,000 頭を超える場合において、

同条第2項第1号に規定する「当該超える部分の免税対象飼育牛の売却価額」がいずれの免税対象飼育牛の売却価額の合計額であるかは、個人の計算によるものとする。

第28条の3（（転廃業助成金等に係る課税の特例））関係

（減価補填金に相当する転廃業助成金）

28の3－1 措置法第28条の3第2項に規定する転廃業助成金で機械その他の減価償却資産の減価をうめるための費用に相当する部分の金額が含まれているものの交付を受けた場合には、当該費用に相当する部分の金額のうち、その交付を受ける直前における当該減価償却資産の未償却残額に相当する部分の金額は、その交付を受けた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

（注） 当該助成金の交付を受けた場合には、その助成金をまずその対象となった減価償却資産の減価に充てることとするものである。

（助成金の対象となった資産の未償却残額）

28の3－2 措置法第28条の3第1項に規定する減価補填金又は28の3－1の転廃業助成金に係る減価償却資産のこれらの補助金の交付を受ける直前における未償却残額のうち、同条第1項の規定又は28の3－1の取扱いにより総収入金額に算入しないこととされるこれらの補助金の額に相当する部分の金額は、その交付を受けた時において、これらの減価償却資産の未償却残額から控除する。

第41条の19の4（（認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除））関係

（税額控除等の順序）

同条第2項第1号に規定する「当該超える部分の免税対象飼育牛の売却価額」がいずれの免税対象飼育牛の売却価額の合計額であるかは、個人の計算によるものとする。

第28条の3（（転廃業助成金等に係る課税の特例））関係

（減価補てん金に相当する転廃業助成金）

28の3－1 措置法第28条の3第2項に規定する転廃業助成金で機械その他の減価償却資産の減価をうめるための費用に相当する部分の金額が含まれているものの交付を受けた場合には、当該費用に相当する部分の金額のうち、その交付を受ける直前における当該減価償却資産の未償却残額に相当する部分の金額は、その交付を受けた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

（注） 当該助成金の交付を受けた場合には、その助成金をまずその対象となった減価償却資産の減価に充てることとするものである。

（助成金の対象となった資産の未償却残額）

28の3－2 措置法第28条の3第1項に規定する減価補てん金又は28の3－1の転廃業助成金に係る減価償却資産のこれらの補助金の交付を受ける直前における未償却残額のうち、同条第1項の規定又は28の3－1の取扱いにより総収入金額に算入しないこととされるこれらの補助金の額に相当する部分の金額は、その交付を受けた時において、これらの減価償却資産の未償却残額から控除する。

第41条の19の4（（認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除））関係

（税額控除等の順序）

41の19の4－4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（同法第10条の2に規定する特例を含む。）
- (4) 措置法第10条の2の2の規定によるエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による雇用者の数が増加した場合の特別控除額
- (8) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (9) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額

41の19の4－4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（同法第10条の2に規定する特例を含む。）
- (4) 措置法第10条の2の2の規定によるエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の2の3の規定によるエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の4の規定による事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の規定による沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (10) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額

の特別控除

- (13) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の19の4の規定による認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の19の5の規定による電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除
- (16) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (17) 法第95条の規定による外国税額控除

の特別控除

- (14) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の19の4の規定による認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の19の5の規定による電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除
- (17) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (18) 法第95条の規定による外国税額控除

附 則

(経過的处理い……改正前の措置法等の適用がある場合)

改正法令(現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第82号)、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第114号)、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成23年政令第199号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成23年財務省令第35号))による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この通達による改正前の「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の取扱いの例による。